

役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会（以下「この法人」という。）の定款第10条及び第26条の規定等に基づき、役員及び評議員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び別表第5に定める委員会等の委員（以下「委員会等委員」という。）と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬、賞与
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬
- (4) 委員会等委員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
 - (2) 賞与 別表第2に定める算定式により算出される額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第3に定める額とする。
 - 3 評議員及び委員会等委員に対する報酬の額は、別表第4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会職員給与規程の例による。

- 2 非常勤の役員、評議員及び委員会等委員に対する報酬は、理事会、評議員会及び委員会等への出席など、法人運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人（死亡により退任した者の報酬等にあつては、その遺族）に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会職員等の旅費支給規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

4 前2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会役員報酬規程（平成26年4月制定）

(2) 社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会役員等報酬規程（平成11年4月制定）

附 則

この規程は、令和元年11月28日から施行する。